

令和6年

南アルプス市議会第1回定例会

(3月)

議案

令和6年南アルプス市議会第1回定例会（3月）案件一覧

番 号	案 件	担 当 部 課	頁
議案第 1 号	南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	総 務 部 課 人 事 課	5
議案第 2 号	南アルプス市立養護老人ホーム慈恵寮跡地における認可保育所及び児童発達支援センター運営事業者選定委員会条例の制定について	保 健 福 祉 部 課 子 育 て 支 援 課	18
議案第 3 号	南アルプス市手数料条例の一部改正について	総 務 課 総 務 課	21
議案第 4 号	南アルプス市職員定数条例の一部改正について	総 務 部 課 人 事 課	29
議案第 5 号	南アルプス市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総 務 部 課 人 事 課	31
議案第 6 号	南アルプスインターチェンジ周辺開発南アルプス12ha整備事業区域における固定資産税の免除に関する条例の一部改正について	総 務 部 課 税 務 課	33
議案第 7 号	南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総 務 部 課 防 災 危 機 管 理 課	37
議案第 8 号	南アルプス市介護保険条例の一部改正について	保 健 福 祉 部 課 介 護 福 祉 課	39
議案第 9 号	南アルプス市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	保 健 福 祉 部 課 介 護 福 祉 課	48
議案第 10 号	南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	保 健 福 祉 部 課 介 護 福 祉 課	106
議案第 11 号	南アルプス市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	保 健 福 祉 部 課 介 護 福 祉 課	127
議案第 12 号	南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	保 健 福 祉 部 課 介 護 福 祉 課	144
議案第 13 号	南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	保 健 福 祉 部 課 子 育 て 支 援 課	158

令和6年南アルプス市議会第1回定例会（3月）案件一覧

番 号	案 件	担 当 部 課	頁
議案第 14号	南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	保 健 福 祉 部 子 育 て 支 援 課	161
議案第 15号	南アルプス市営住宅条例の一部改正について	建 設 部 管 理 住 宅 課	164
議案第 16号	南アルプス市社会体育施設条例の一部改正について	教 育 委 員 会 教 生 涯 学 習 課	168
議案第 17号	南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について	教 育 委 員 会 教 生 涯 学 習 課	176
議案第 18号	南アルプス市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について	上 下 水 道 局 総 務 課	182
議案第 19号	南アルプス市水道給水条例の一部改正について	上 下 水 道 局 総 務 課	195
議案第 20号	南アルプスIC周辺高度活用計画検討委員会条例の廃止について	総 合 政 策 部 南アルプスIC 新産業拠点整備室	197
議案第 21号 ～ 議案第 23号	令和5年度南アルプス市一般会計補正予算（第9号）他2会計の補正予算案は別冊	総 合 政 策 部 財 政 課	-
議案第 24号 ～ 議案第 30号	令和5年度南アルプス市一般会計補正予算（第10号）他6会計の補正予算案は別冊	総 合 政 策 部 財 政 課	-
議案第 31号 ～ 議案第 45号	令和6年度南アルプス市一般会計予算他14会計の予算案は別冊	総 合 政 策 部 財 政 課	-
議案第 46号	山梨県市町村総合事務組合規約の変更について	総 務 部 総 務 課	198
議案第 47号	財産の処分（土地の売払い）について	総 合 政 策 部 南アルプスIC 新産業拠点整備室	201
議案第 48号	市道路線の認定について	建 設 部 管 理 住 宅 課	202

令和6年南アルプス市議会第1回定例会（3月）案件一覧

番 号	案 件	担 当 部 課	頁
議案第 49号	市道路線の廃止について	建 設 部 課 管 理 住 宅 課	203
議案第 50号	和解及び損害賠償の額の決定について	保 健 福 祉 部 課 子 育 て 支 援 課	204
同意案第 1号	監査委員の選任について	総 務 部 課 総 務	205
同意案第 2号	公平委員会委員の選任について	総 務 部 課 総 務	207

議案第1号

南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

南アルプス市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年南アルプス市条例第14号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第5条—第19条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第20条—第33条）

第4章 雑則（第34条—第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給

料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の支払)

第4条 南アルプス市職員給与条例（平成15年南アルプス市条例第52号。以下「給与条例」という。）第2条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、給与条例第4条第2項に規定する給料表を準用する。

2 前項の規定により準用する給料表の適用範囲は、規則で定める。

(職務の級)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が決定する。

(号給)

第7条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第8条 給与条例第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(地域手当)

第9条 給与条例第11条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(通勤手当)

第10条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(特殊勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当は、その職務の特殊性に基づいて、規則で定める基準により支給する。

(時間外勤務手当)

第12条 給与条例第16条第1項、第2項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。

(休日勤務手当)

第13条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「において正規の勤務時間」とあるのは「において当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において正規の勤務時間という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは市長が規則で定める。

(宿日直手当)

第14条 給与条例第18条の2第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第18条の2第1項及び第2項の勤務は、第12条の規定により準用する給与条例第16条及び前条の規定により準用する給与条例第17条の勤務には含まれないものとする。

(端数処理)

第15条 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第12条の規定において準用する給与条例第16条及び第13条の規定において準用する給与条例第17条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当の額を算出する場合において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げて計算するものとする。

(期末手当)

第16条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

(勤勉手当)

第17条 給与条例第20条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 第12条の規定において準用する給与条例第16条及び第13条の規定において準用する給与条例第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の算出に当たっては、給与条例第19条の規定を準用する。

(給料の減額)

第19条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)(又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(報酬)

第20条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を南アルプス市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年南アルプス市条例第41号。以下「職員勤務時間条例」という。)(第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。))とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第5条から第7条までの規定を適用して得た額に、当該額に第9条の規定により得た割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第21条 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬は、その職務の特殊性に基づいて、規則に定める基準により支給する。

(地域手当に相当する報酬)

第22条 パートタイム会計年度任用職員には、第9条で規定する地域手当に相当する額を報酬として支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第23条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間又は割り振られた1週間の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務に対するこの項の規定の適用については、「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の125）」とする。

(休日勤務に係る報酬)

第24条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(宿日直勤務に係る報酬)

第25条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例

第18条の2に定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。

(報酬の端数処理)

第26条 第30条に規定する勤務1時間当たりの報酬額、第23条及び第24条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第27条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間の勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第5条の2に規定する数で除して得た額)及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第28条 給与条例第20条の4の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第5条の2に規定する数で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月あたりの平均額」と読み替えるものとする。

(報酬の支給)

第29条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した

場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第30条 第23条、第24条及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じ、その額を当該勤務の日の属する年度の現日数から当該年度の職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日又は職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の日数を差し引いたものに規則で定めるものを乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第20条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第20条第3項の規定により計算して得た額
(報酬の減額)

第31条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(通勤に係る費用弁償)

第32条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第13条第2項から第6項までの規定の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第33条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、南アルプス市職員等の旅費に関する条例（平成15年南アルプス市条例第54号）の例による。

第4章 雑則

（給与からの控除）

第34条 給与条例第2条の2第3項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償）

第35条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

（給与改定の実施時期等の取扱い）

第36条 この条例において準用する給与条例の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 この条例の規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正が年度の中途から施行される場合における次に掲げる会計年度任用職員の当該年度中の当該改正による給与を適用する日は、市長が規則で定める。

（1）特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3月以内のもの

（2）パートタイム会計年度任用職員であって、第20条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者に該当するもの

3 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前2項の規定によることができない場合又は前2項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（委任）

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（南アルプス市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

2 南アルプス市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成15年南アルプス

市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条中「南アルプス市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年南アルプス市条例第14号)第2条から第4条」を「南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和6年南アルプス市条例第 号)第20条」に改める。

(南アルプス市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 南アルプス市職員の育児休業等に関する条例(平成15年南アルプス市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「南アルプス市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年南アルプス市条例第14号)第7条」を「南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和6年南アルプス市条例第 号)第19条又は第31条」に改める。

(南アルプス市単純労務職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 南アルプス市単純労務職員の給与に関する条例(平成15年南アルプス市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び南アルプス市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年南アルプス市条例第14号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)」を削る。

第3条中「及び会計年度任用職員給与条例」を削る。

(南アルプス市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 5 南アルプス市職員等の旅費に関する条例(平成15年南アルプス市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「南アルプス市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年南アルプス市条例第14号)」を「南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和6年南アルプス市条例第 号)」に改める。

別表第1(第6条関係)

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務、相当の知識又は経験を必要とする職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務

イ 公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務、相当の知識又は経験を必要とする職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする職務

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴う会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定及び給与改定による支給の取扱いに関する規定等を定める必要があるため本条例を制定したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定新旧対照表

附則第2項 南アルプス市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

改正案	現行
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、その発令の日に受ける給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、<u>南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和6年南アルプス市条例第 号)第20条</u>に規定する報酬の額をいう。)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、その発令の日に受ける給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、<u>南アルプス市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年南アルプス市条例第14号)第2条から第4条</u>に規定する報酬の額をいう。)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>

附則第3項 南アルプス市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

改正案	現行
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用</u></p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>南アルプス市会計年度任用職員の報酬等に関す</u></p>

<p>弁償に関する条例(令和6年南アルプス市条例第 号)第19条又は第31条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、規則で定める額を減額して支給する。</p>	<p>る条例(令和元年南アルプス市条例第14号)第7条 _____の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、規則で定める額を減額して支給する。</p>
---	--

附則第4項 南アルプス市単純労務職員の給与に関する条例の一部改正

改正案	現行
<p>(給与の種類) 第2条 単純労務職員の給与の種類は、南アルプス市職員給与条例(平成15年南アルプス市条例第52号。以下「給与条例」という。) _____ _____の適用を受ける職員 の例による。</p> <p>(給与の基準) 第3条 単純労務職員の給与の基準は、職務の特殊性及び実態を考慮して、給与条例 _____の適用を受ける職員の給与の基準の範囲内で規則で定める。</p>	<p>(給与の種類) 第2条 単純労務職員の給与の種類は、南アルプス市職員給与条例(平成15年南アルプス市条例第52号。以下「給与条例」という。)及び南アルプス市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年南アルプス市条例第14号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)の適用を受ける職員 の例による。</p> <p>(給与の基準) 第3条 単純労務職員の給与の基準は、職務の特殊性及び実態を考慮して、給与条例及び会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員の給与の基準の範囲内で規則で定める。</p>

附則第5項 南アルプス市職員等の旅費に関する条例の一部改正

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、南アルプス市職員給与条例(平成15年南アルプス市条例第52号)別表第3に掲げる行政職給料表及び南アルプス市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和6年南アルプス市条例第 号)に基づき、規則で定める給料表による当該級の職務及びこれらの給料表の適用を受けない者について任命権者が定めるこれに相当する職務をいうものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、南アルプス市職員給与条例(平成15年南アルプス市条例第52号)別表第3に掲げる行政職給料表及び南アルプス市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年南アルプス市条例第14号) _____に基づき、規則で定める給料表による当該級の職務及びこれらの給料表の適用を受けない者について任命権者が定めるこれに相当する職務をいうものとする。</p>

議案第2号

南アルプス市立養護老人ホーム慈恵寮跡地における認可保育所及び児童発達支援センター運営事業者選定委員会条例の制定について

南アルプス市立養護老人ホーム慈恵寮跡地における認可保育所及び児童発達支援センター運営事業者選定委員会条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市立養護老人ホーム慈恵寮跡地における認可保育所及び児童発達支援センター運営事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 南アルプス市立養護老人ホーム慈恵寮跡地（以下「慈恵寮跡地」という。）における認可保育所及び児童発達支援センターを運営する事業者を誘致するに当たり、公正かつ適正に事業者を選定するため、慈恵寮跡地における認可保育所及び児童発達支援センター運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、以下に掲げる事項を所掌する。

- (1) 慈恵寮跡地に誘致する認可保育所及び児童発達支援センター運営事業者の審査及び選定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公認会計士
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から第2条に掲げる所掌事務の結果を市長に報告するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開しない。ただし、選定委員会が認めるときは、会議を公開することができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

提案理由

南アルプス市立養護老人ホーム慈恵寮跡地における認可保育所及び児童発達支援センターを運営する事業者を誘致するに当たり、事業者を公正かつ適正に選定することを目的とした選定委員会を設置するため、本条例を制定したいので、この案を提出するものである。

議案第3号

南アルプス市手数料条例の一部改正について

南アルプス市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市手数料条例の一部を改正する条例

南アルプス市手数料条例（平成15年南アルプス市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍、住民基本台帳関係の手数料の表を次のように改める。

別表（第2条、第7条関係）

戸籍、住民基本台帳関係の手数料

手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額
1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書 書の交付	1通につき	円 450
2 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件 につき	350
3 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（ただ し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に 規定する総務省令で定める金額等を定める省令 （平成12年自治省令第5号）第1条の2に該当 する場合及び同一事項を証明する戸籍の謄本若 しくは抄本又は戸籍証明書の請求と同時に発行 する場合は、手数料を徴収しない。）	戸籍電子証明 書提供用識別 符号1件につ	400
4 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は 除籍証明書の交付	1通につき	750
5 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書 の交付	証明事項1件 につき	450
6 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（ただ し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に 規定する総務省令で定める金額等を定める省令 符号1件につ	除籍電子証明 書提供用識別 符号1件につ	700

第1条の2に該当する場合及び同一事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求と同時に発行する場合は、手数料を徴収しない。）		
7 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付、戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	350
	1通につき	1,400 （法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明）
8 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届出等情報の内容を表示したものの閲覧	1件につき	350
9 身分に関する証明	1件につき	300
10 印鑑に関する証明	1件につき	300 （市が設置する証明書の自動交付機能を有する機器及び民間事業者が設置するこれに類する機能を有する機器による交付の場合は、200）
11 埋火葬に関する証明	1件につき	300
12 住民票の写し又は戸籍の附票の写しに関する証明	1件につき	300 （市が設置する証明書の自動交付機能を有する

		機器及び民間事業者が設置するこれに類する機能を有する機器による交付の場合、200)
13	住民票記載事項の証明	1件につき 300
14	不在籍、不在住に関する証明	1件につき 300
15	住民基本台帳の閲覧	1件につき 300
16	その他公簿の写しの交付	1件につき 300

別表その他の手数料の表33の項中「採石法」の次に「(昭和25年法律第291号)」を加え、同表35の項中「砂利採取法」の次に「(昭和43年法律第74号)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、本籍地以外の戸籍証明書等の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る事務の手数料について規定するとともに、所要の改正を行う必要があることから、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条、第7条関係) 戸籍、住民基本台帳関係の手数料			別表(第2条、第7条関係) 戸籍、住民基本台帳関係の手数料		
手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額	手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額
1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付 又は戸籍証明書の交付	1通につき	円 450	1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付 又は磁気ディスクをもって調製 された戸籍に記録されている事 項の全部若しくは一部を証明し た書面の交付	1通につき	円 450
2 戸籍に記載した事項に関する証 明書の交付	証明事項1 件につき	350	2 戸籍に記載した事項に関する証 明書の交付	証明事項1 件につき	350
3 戸籍電子証明書提供用識別符号 の発行(ただし、地方公共団体の 手数料の標準に関する政令に規 定する総務省令で定める金額等 を定める省令(平成12年自治省令 第5号)第1条の2に該当する場合 及び同一事項を証明する戸籍の 謄本若しくは抄本又は戸籍証明 書の請求と同時に発行する場合 は、手数料を徴収しない。)	戸籍電子 証明書提 供用識別 符号1件に つき	400	3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄 本の交付又は磁気ディスクをも って調製された除かれた戸籍に 記録されている事項の全部若し くは一部を証明した書面の交付	1通につき	750
4 除かれた戸籍の謄本若しくは抄 本の交付又は除籍証明書の交付	1通につき	750	4 除かれた戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付	証明事項1 件につき	450
			5 戸籍に関する届出若しくは申請 の受理の証明書の交付又は戸籍	1通につき 1通につき	350 1,400

5	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450	法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	(法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明)
6	除籍電子証明書提供用識別符号の発行(ただし、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第1条の2に該当する場合及び同一事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求と同時に発行する場合は、手数料を徴収しない。)	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700	6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類1件につき
7	戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付、戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	350	7 身分に関する証明	1件につき
		1通につき	1,400	8 印鑑に関する証明	1件につき
					(法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明)
8	戸籍法第48条第2項(同法第117	1件に	350		(市が設置する証明書の自動交付機能を有する機器及び民間事業者が設置するこれに類する機能を有する機器による交付の

条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届出等情報の内容を表示したものの閲覧	つき				場合は、200)
9 身分に関する証明	1件につき	300		9 埋火葬に関する証明	1件につき 300
10 印鑑に関する証明	1件につき	300	(市が設置する証明書の自動交付機能を有する機器及び民間事業者が設置するこれに類する機能を有する機器による交付の場合は、200)	10 住民票の写し又は戸籍の附票の写しに関する証明	1件につき 300
11 埋火葬に関する証明	1件につき	300		11 住民票記載事項の証明	1件につき 300
12 住民票の写し又は戸籍の附票の写しに関する証明	1件につき	300		12 不在籍、不在住に関する証明	1件につき 300
				13 住民基本台帳の閲覧	1件につき 300
				14 その他公簿の写しの交付	1件につき 300

		する機器及び 民間事業者が 設置するこれ に類する機能 を有する機器 による交付の 場合は、200)
13 住民票記載事項の証明	1件につき	300
14 不在籍、不在住に関する証明	1件につき	300
15 住民基本台帳の閲覧	1件につき	300
16 その他公簿の写しの交付	1件につき	300

その他の手数料

手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額
1～32 (略)		
33 岩石採取計画認可申請手数料 (採石法(昭和25年法律第291号)第 33条の規定に基づく岩石の採取計 画の認可の申請に対する審査)	1件につ き	52,000
34 岩石採取計画変更認可申請手数 料(採石法第33条の5第1項の規定 に基づく岩石の採取計画の変更の	1件につ き	33,000

		する機器及び 民間事業者が 設置するこれ に類する機能 を有する機器 による交付の 場合は、200)
13 住民票記載事項の証明	1件につき	300
14 不在籍、不在住に関する証明	1件につき	300
15 住民基本台帳の閲覧	1件につき	300
16 その他公簿の写しの交付	1件につき	300

その他の手数料

手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額
1～32 (略)		
33 岩石採取計画認可申請手数料 (採石法_____第 33条の規定に基づく岩石の採取計 画の認可の申請に対する審査)	1件につ き	52,000
34 岩石採取計画変更認可申請手数 料(採石法第33条の5第1項の規定 に基づく岩石の採取計画の変更の	1件につ き	33,000

認可の申請に対する審査)			認可の申請に対する審査)		
35 砂利採取計画認可申請手数料 (砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づく砂利の採取の認可の申請に対する審査、河川管理者として行うものを除く。)	1件につき	33,900	35 砂利採取計画認可申請手数料 (砂利採取法_____第16条の規定に基づく砂利の採取の認可の申請に対する審査、河川管理者として行うものを除く。)	1件につき	33,900
36~45 (略)			36~45 (略)		

議案第4号

南アルプス市職員定数条例の一部改正について

南アルプス市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市職員定数条例の一部を改正する条例

南アルプス市職員定数条例（平成15年南アルプス市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「442人」を「459人」に改め、同項第7号中「70人」を「75人」に改め、同項第8号中「94人」を「104人」に改め、同項第9号中「48人」を「45人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

本市の職員数を適正に管理するため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>459人</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>75人</u></p> <p>(8) 消防職員 <u>104人</u></p> <p>(9) 上下水道局職員 <u>45人</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>442人</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>70人</u></p> <p>(8) 消防職員 <u>94人</u></p> <p>(9) 上下水道局職員 <u>48人</u></p> <p>2 (略)</p>

議案第5号

南アルプス市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

南アルプス市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市職員の育児休業等に関する条例（平成15年南アルプス市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給の規定を改める等の必要があることから、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 南アルプス市職員給与条例第20条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <p>_____</p> <p>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 南アルプス市職員給与条例第20条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)</p> <p>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員_____を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整する。</p>

議案第6号

南アルプスインターチェンジ周辺開発南アルプス12ha整備事業区域における固定資産税の免除に関する条例の一部改正について

南アルプスインターチェンジ周辺開発南アルプス12ha整備事業区域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプスインターチェンジ周辺開発南アルプス12ha整備事業区域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

南アルプスインターチェンジ周辺開発南アルプス12ha整備事業区域における固定資産税の免除に関する条例（平成29年南アルプス市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「区域内において」の次に「、本事業の参入事業者が開業までに取得、建築又は導入した」を、「土地」の次に「、家屋及び償却資産（以下「固定資産」という。）」を加える。

第3条中「土地」を「固定資産」に、「平成30年度から令和5年度までの6年度分」を「これを最初に課すべきこととなる年度以後3年度分に限り」に改める。

第4条第1号中「課税免除」を「固定資産が土地の場合にあっては、課税免除」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 固定資産が家屋又は償却資産の場合にあっては、課税免除の対象となる家屋又は償却資産の取得年月日、取得価格の明細及びこれらを当該事業の用に供した日

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

南アルプスインターチェンジ周辺開発南アルプス12ha整備事業の参入事業

者に対して課すべき当該事業の区域内に係る固定資産税について、課税免除を実施したいため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプスインターチェンジ周辺開発南アルプス12ha整備事業区域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(適用範囲) 第2条 この条例は、規則で定める区域内において、<u>本事業の参入事業者が開業までに取得、建築又は導入した本事業の用に供する土地、家屋及び償却資産(以下「固定資産」という。)</u>に対して適用する。</p> <p>(課税免除の期間) 第3条 市長は、前条に規定する<u>固定資産</u>に対して課する固定資産税について、<u>これを最初に課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除するものとする。</u></p> <p>(課税免除の申請) 第4条 前条の規定による課税免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した固定資産税免除申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>固定資産が土地の場合</u>にあっては、<u>課税免除の対象となる土地の面積及び評価額の明細</u></p> <p>(2) <u>固定資産が家屋又は償却資産の場合</u>にあっては、<u>課税免除の対象となる家屋又は償却資産の取得年月日、取得</u></p>	<p>(適用範囲) 第2条 この条例は、規則で定める区域内において_____本事業の用に供する土地_____に対して適用する。</p> <p>(課税免除の期間) 第3条 市長は、前条に規定する<u>土地</u>に対して課する固定資産税について、<u>平成30年度から令和5年度までの6年度分</u>免除するものとする。</p> <p>(課税免除の申請) 第4条 前条の規定による課税免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した固定資産税免除申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>課税免除</u>_____の対象となる土地の面積及び評価額の明細</p>

価格の明細及びこれらを当該事業の用に供した日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

議案第7号

南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について

南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年南アルプス市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第2条中「800人」を「731人」に改める。

第16条第2項中「別に定める」を「山梨県市町村総合事務組合消防団員退職報奨金条例（昭和53年山梨県市町村総合事務組合条例第2号）の定めるところによる」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地域の実情に合わせて、消防団員の定数の適正化を図る必要があることから、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項の規定により本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定員) 第2条 団員の定数は、<u>731人</u>とする。</p> <p>(退職報償金) 第16条 (略)</p> <p>2 退職報償金の額及び支給方法については、<u>山梨県市町村総合事務組合消防団員退職報奨金条例(昭和53年山梨県市町村総合事務組合条例第2号)</u>の定めるところによる。</p>	<p>(定員) 第2条 団員の定数は、<u>800人</u>とする。</p> <p>(退職報償金) 第16条 (略)</p> <p>2 退職報償金の額及び支給方法については、<u>別に定める</u> _____。 _____。</p>

議案第8号

南アルプス市介護保険条例の一部改正について

南アルプス市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市介護保険条例の一部を改正する条例

南アルプス市介護保険条例（平成15年南アルプス市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「35,400円」を「30,849円」に改め、同項第2号中「53,100円」を「46,443円」に改め、同項第3号中「53,100円」を「46,782円」に改め、同項第4号中「63,720円」を「61,020円」に改め、同項第5号中「70,800円」を「67,800円」に改め、同項第6号中「84,960円」を「81,360円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第10号イ」の次に「、第11号イ又は第12号イ」を加え、同項第7号中「92,040円」を「88,140円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第10号イ」の次に「、第11号イ又は第12号イ」を加え、同項第8号中「106,200円」を「101,700円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第10号イ」の次に「、第11号イ又は第12号イ」を加え、同項第9号中「120,360円」を「115,260円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「次号イ」の次に「、第11号イ又は第12号イ」を加え、同項第10号中「123,900円」を「128,820円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に、「5,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同項第11号中「136,644円」を「162,720円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 142,380円

ア 合計所得金額が5,200,000円以上6,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（12）次のいずれかに該当する者 155,940円

ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「21,240円」を「19,323円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「21,240円」を「19,323円」に、「35,400円」を「32,883円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「21,240円」を「19,323円」に、「49,560円」を「46,443円」に改める。

第11条第1項に次の1号を加える。

（5）第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他特別な事情により、当該期日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の南アルプス市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）の施行に伴い、第9期南アルプス市介護保険事業計画における第1号被保険者の所得段階並びに介護保険料の改定及び減免に関し必要な事項を定めるため、本条例を改正したいので、

この案を提出するものである。

○南アルプス市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,849円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,443円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,782円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,020円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,360円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,720円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>84,960円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金</p>

額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,140円

ア 合計所得金額が1,200,000円以上2,100,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 101,700円

ア 合計所得金額が2,100,000円以上3,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額につ

額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イ _____に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 92,040円

ア 合計所得金額が1,200,000円以上2,100,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イ _____に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 106,200円

ア 合計所得金額が2,100,000円以上3,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額につ

いてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 115,260円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 128,820円

ア 合計所得金額が4,200,000円以上5,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 142,380円

ア 合計所得金額が5,200,000円以上6,200,000円未満で

いてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イ_____に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 120,360円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ_____に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 123,900円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))_____に該当する者を除く。)

あり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 155,940円

ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 162,720円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,323円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,323円」とあるのは、「32,883円」

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 136,644円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,240円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,240円」とあるのは、「35,400円」

と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,323円」とあるのは、「46,443円」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、災害その他特別な事情により、当該期日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,240円」とあるのは、「49,560円」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1)～(4) (略)

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

3 (略)

(1)~(3) (略)

3 (略)

議案第9号

南アルプス市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

南アルプス市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南アルプス市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年南アルプス市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該」の次に「指定」を加え、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項

を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症

の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。

- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う

体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条に見出しとして「(従業員の員数)」を付し、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第152条に見出しとして「(設備)」を付し、同条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるた

め」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の

2」を加える。

第191条第1項中「指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年南アルプス市条例第3号）」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改め、同条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を加え、同項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「第59条の16、第59条の17」を「第59条の15から第59条の17まで」に、「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第204条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則第3条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」を「指定地域密着型サービス省令」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の南アルプス市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条の規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
(協力医療機関との連携に関する経過措置)
- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項の規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、同基準の規定に基づく本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条第1項</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正</u></p>

(11) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 (略)

前の介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)
第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設
(以下「指定介護療養型医療施設」という。)

(12) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該____定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げ

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げ

るところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(11) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項_____を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつで

るところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつで

も関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第28条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

も関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)
(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(居宅サービス条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)
(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(居宅サービス条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供

した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) (略)

(6) (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地

域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サー

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サー

ビス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。
(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす

ビス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設
_____の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。
(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置

くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____又 は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡	看護師又は准看護師

くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡	看護師又は准看護師

設等のいずれかが ある場合	回・随時対応型訪問 介護看護事業所、指 定地域密着型通所介 護事業所又は指定認 知症対応型通所介護 事業所
------------------	--

7～13 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

設等のいずれかが ある場合	回・随時対応型訪問 介護看護事業所、指 定地域密着型通所介 護事業所又は指定認 知症対応型通所介護 事業所
------------------	--

7～13 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含

_____に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条_____及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通

(記録の整備)

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する 市への通

知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____

_____の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サー

知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する

_____の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サー

ビスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関

ビスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 (略)

(以下「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

8 (略)

(記録の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間存しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(記録の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15から第59条の17第4項まで、第99条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第4

- (1) (略)
- (2) 第115条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第117条第6項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15から第59条の17第4項まで、第99条及び第104条 _____ の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第4

0条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

0条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場

(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間

合に限る。)

(3) (略)

8～10 (略)

の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 (略)

護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)
(記録の整備)

2 (略)
(記録の整備)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第136条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項に規定する 結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、

第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15から第59条の17第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業員の員数)

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型

第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15から第59条の17第4項まで及び第99条 _____の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型

居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は____管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) (略)

9～17 (略)

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) (略)

9～17 (略)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法_____第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する こと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録する こと。

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する こと。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院

_____を定めておかなければならない。_____

していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(記録の整備)

第176条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

2 (略)

(記録の整備)

第176条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第155条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2～4 (略)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、
ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めな
ければならない。

6 (略)
(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17

5 (略)
(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで_____、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17

第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者につい

第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者につい

ては、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス基準条例

第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護

ては、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年南アルプス市条例第3号)第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護

事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____の他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を

踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で

_____妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次____に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第197条第6号に規定する____身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する____提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に規定する____市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する____苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する____事故

の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の15から第59条の17まで、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条、第101条、第103条、第104条、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」

の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17____、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条、第101条、第103条、第104条及び第106条_____の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」

と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第15条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第15条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計

_____により行うことができる。

附 則

(経過措置)

第3条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。)附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、指定地域密着型サービス省令

_____の
施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、
当分の間、第113条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(経過措置)

第3条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。)附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の

施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、
当分の間、第113条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

議案第10号

南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金丸 一元

南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年南アルプス市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（、「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」及び「をいう。第44条第6項において同じ。）」を削り、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブ

サイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第58号。以下「居宅サービス条例」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（居宅サービス条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同

項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条中「若しくは」を「又は」に改め、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつ

た場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第92条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条

において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、同項の規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条の規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)の一部改正に伴い、同基準の規定に基づく本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をい</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をい</p>

う。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは_____健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)_____

_____第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設_____の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がな

う。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定

による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(同条第7項 及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がな

い場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。))に係る記

い場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項 _____ を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ

_____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ

ればならない。

- (1) (略)
- (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第24条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(9) (略)
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

ればならない。

- (1) (略)
- (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第24条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(9) (略)

を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防	指定認知症対応型共	介護職員
----------	-----------	------

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防	指定認知症対応型共	介護職員
----------	-----------	------

<p>小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____又</p> <p>は介護医療院</p>		<p>小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院</p>	
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護</p>	<p>看護師又は准看護師</p>	<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

_____に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

_____を
行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

等の事業に関する基準等を定める条例(平成24年山梨県条例第58号。以下「居宅サービス条例」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問看護事業者(居宅サービス条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を

行ってはならない。

2 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者

は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関す

(記録の整備)

第64条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関す

る次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の

る次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する_____提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する_____身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に規定する_____市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する_____苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する_____事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の

職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス又は 地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者

職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは 地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 (略)

からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、

再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 (略)

8 (略)

(記録の整備)

第85条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

2 (略)

3 (略)

(記録の整備)

第85条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条 _____ の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____

_____により行うことができる。

2 (略)

者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

議案第11号

南アルプス市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

南アルプス市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南アルプス市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年南アルプス市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすること

ができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第11条中「同条第1項」を「同条第2項」に改め、同条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第12条中「について」の次に「前条第1項の」を加える。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「規定」の次に「(第31条第27号の規定を除く。)」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第15号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、「同省令」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、

担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条に次の1号を加える。

- (27) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第33条に見出しとして「(準用)」を付し、同条中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第34条第1項中「第33条」を「前条」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の南アルプス市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第22条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37

号) の一部改正に伴い、同基準の規定に基づく本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所</u> _____ <u>ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第4条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u> <u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 <u>指定介護予防支援事業者</u> _____ <u>は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u> <u>ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第4条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所</u> _____ <u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する</u> _____ <u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援</u></p>

援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 (略)

事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 (略)

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第52条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第52条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文

書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援

書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則_____第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について_____利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第13条 指定介護予防支援事業者
_____は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定(第31条第27号の規定を除く。)を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項 _____ を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第29条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定 _____ を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第29条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護
予防支援台帳
ア～ウ (略)
エ 第31条第14号の規定による評価の結果の記録
オ (略)

(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用
者の行動を制限する行為(第31条第2号の2及び第2号の3
において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、そ
の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
の記録

- (4) 第16条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際し
て採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本
方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げ
るところによるものとする。

- (1)・(2) (略)
- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用

- (1) (略)
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護
予防支援台帳
ア～ウ (略)
エ 第31条第14号に規定する 評価の結果の記録
オ (略)

(3) 第16条に規定する 市への通知に係る記録

(4) 第26条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 第27条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際し
て採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本
方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げ
るところによるものとする。

- (1)・(2) (略)

者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(14) (略)

(15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回

_____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利

(3)～(14) (略)

(15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、

イ 利用者の居宅を訪問しない月 _____

_____においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第97条第1項に規定する指定

指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16)～(26) (略)

(27) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(準用)

第33条 第2章から前章までの規定(第26条第6項及び第7項を除く。)は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条において準用する第18条」と、第11条第1項中

介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所(同省令

第117条

第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16)～(26) (略)

第33条 第2章から前章までの規定(第26条第6項及び第7項を除く。)は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条において準用する第18条」と、第11条 中

「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条)において準用する場合を含む。)及び第31条第25号(前条)にて準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録____

_____により行うことができる。

「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(第33条)において準用する場合を含む。)及び第31条第25号(第33条)にて準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

2 (略)

議案第12号

南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年南アルプス市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第26号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画

の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第13号の2中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条中「第3章」を「前章」に改める。

第33条第1項中「第32条」を「前条」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、同基準の規定に基づく本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。第15条第25号及び第26号において同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(介護支援専門員の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター____、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。第15条第25号及び第26号において同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(介護支援専門員の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35</u></p>

受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第26号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 (略)

2 (略)

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者で

又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 (略)

2 (略)

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者で

なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

_____等につき説明を行い、

なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解

理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該

を得なければならない。

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該

文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(13) (略)

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下この号及び第31条第2項第2号エにおいて「モニタ

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(13) (略)

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下この号及び第31条第2項第2号エにおいて「モニタ

リング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回_____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

リング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(準用)

第32条 第3条、第2章及び前章(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費(法第47条第

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(準用)

第32条 第3条、第2章及び第3章(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費(法第47条第

3項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。)の支給」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、第28条第1項中「(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に」とあるのは「に」と読み替えるものとする。(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条)において準用する場合を含む。)及び第15条第24号(前条)において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

_____により
_____により
行うことができる。

2 (略)

3項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。)の支給」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、第28条第1項中「(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に」とあるのは「に」と読み替えるものとする。(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第32条)において準用する場合を含む。)及び第15条第24号(第32条)において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行

うることができる。

2 (略)

議案第13号

南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年南アルプス市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、同条第4項中「その生計」を「、その生計」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）の施行に伴い、法律に規定する用語の引用規定を改正する等の必要があることから、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父若しくは母(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。))第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)と生計を同じくしているとき、又は父若しくは母の配偶者(施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されているときを除く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項又は第10条の2の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>4 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げるいずれかの児童と同居して、これを監護し、かつ、<u>その生計を</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父若しくは母(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。))第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)と生計を同じくしているとき、又は父若しくは母の配偶者(施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されているときを除く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項_____の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>4 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げるいずれかの児童と同居して、これを監護し、かつ<u>その生計</u>を</p>

維持する者であって、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。

(1)・(2) (略)

5～7 (略)

維持する者であって、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。

(1)・(2) (略)

5～7 (略)

議案第14号

南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年南アルプス市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「(掲示)」を「(掲示等)」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、同基準の規定に基づく本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保</p>	<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保</p>

育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)

_____をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

議案第15号

南アルプス市営住宅条例の一部改正について

南アルプス市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市営住宅条例の一部を改正する条例

南アルプス市営住宅条例（平成15年南アルプス市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「以下同じ。）」を「）又は親族に準ずる者として規則で定める者（以下これらを「親族等」という。）」に改め、同条第6号中「親族」を「親族等」に改める。

第12条第1項及び第31条第4項第1号中「親族」を「親族等」に改める。

第50条第1号中「親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を「親族等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

山梨県パートナーシップ宣誓制度の導入に鑑み、南アルプス市営住宅の入居者に係る資格要件等を改める必要があることから、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。))その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては第3号及び第6号)に掲げる条件を具備するものでなければならない。ただし、定住促進住宅への入居で、特に市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)又は親族に準ずる者として規則で定める者(以下これらを「親族等」という。)があること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。))その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては第3号及び第6号)に掲げる条件を具備するものでなければならない。ただし、定住促進住宅への入居で、特に市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)</p> <p>_____があること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族_____が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p>

(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(高額所得者に対する明渡請求)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者に次に掲げる特別の事情がある場合においては、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者(市営住宅の入居の際に同居した親族等又は第12条第1項の規定により承認を得た者のうち、現に同居している者をいう。以下同じ。)が病気にかかっているとき。

(2)～(4) (略)

(入居資格者)

第50条 前条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者

(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(高額所得者に対する明渡請求)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者に次に掲げる特別の事情がある場合においては、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者(市営住宅の入居の際に同居した親族又は第12条第1項の規定により承認を得た者のうち、現に同居している者をいう。以下同じ。)が病気にかかっているとき。

(2)～(4) (略)

(入居資格者)

第50条 前条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者

でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。)第6条に定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族等

があるもの

(2) (略)

でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。)第6条に定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)

があるもの

(2) (略)

議案第16号

南アルプス市社会体育施設条例の一部改正について

南アルプス市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市社会体育施設条例の一部を改正する条例

南アルプス市社会体育施設条例（平成18年南アルプス市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第4条の表中「

南アルプス市八田屋内運動場	(1) 社会体育施設の利用の許可に関する こと。 (2) 社会体育施設の施設及び設備の維持管理に関する こと。 (3) 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」とい う。)に関する こと。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める 業務
南アルプス市白根弓道場	
南アルプス市芦安プール	
南アルプス市若草体育館	
南アルプス市若草グラウンド	
南アルプス市若草卓球場	
南アルプス市櫛形総合体育館	
南アルプス市甲西体育センター	(1) 社会体育施設の利用の許可に関する こと。 (2) 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」とい う。)に関する こと。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める 業務
南アルプス市八田野球場	
南アルプス市八田農業者トレーニングセンター	
南アルプス市若草テニスコート	
南アルプス市櫛形テニスコート	
南アルプス市櫛形西体育館	
南アルプス市櫛形北体育館	

」を「

南アルプス市八田屋内運動場	(1) 社会体育施設の利用の許可に関する こと。
南アルプス市白根弓道場	
南アルプス市芦安プール	(2) 社会体育施設の施設及び設備の維

南アルプス市若草体育館	持管理に関すること。 (3) 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務 (1) 社会体育施設の利用の許可に関すること。 (2) 利用料金に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務
南アルプス市若草グラウンド	
南アルプス市若草卓球場	
南アルプス市鏡中條体育館	
南アルプス市櫛形総合体育館	
南アルプス市甲西体育センター	
南アルプス市八田野球場	
南アルプス市八田農業者トレーニングセンター	
南アルプス市若草テニスコート	
南アルプス市櫛形テニスコート	
南アルプス市櫛形西体育館	
南アルプス市櫛形北体育館	

」に改める。

第5条第2項中「指定管理者が管理する社会体育施設(以下「指定管理施設」という。)」を「社会体育施設」に改め、同条第3項を削る。

第6条第2項中「指定管理施設の」を削り、同条第3項を削る。

第7条第1項中「指定管理施設にあつては指定管理者又は教育委員会管理施設にあつては教育委員会(以下「指定管理者等」という。)」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「指定管理者等」を「指定管理者」に改める。

第8条及び第9条中「指定管理者等」を「指定管理者」に改める。

第10条の見出し中「又は使用料」を削り、同条第1項中「指定管理施設にあつては利用料金又は教育委員会管理施設にあつては使用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「(次項を除く。)」を削り、同条第3項を削る。

第11条の見出し中「又は使用料」を削り、同条中「指定管理者等」を「指定管理者」に改め、「又は使用料」を削る。

第12条の見出し及び同条中「又は使用料」を削り、同条ただし書中「指定管理者等」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の南アルプス市社会体育施設条例の規定により受けたこの条例の施行日以後の施設の利用の許可は、この条例による改正後の南アルプス市社会体育施設条例の規定により受けた施設の利用の許可とみなす。

提案理由

教育委員会が管理している南アルプス市鏡中條体育館について、指定管理者を指定し、指定管理施設として管理を開始するため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市社会体育施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行																										
<p>(社会体育施設の管理)</p> <p>第3条 社会体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。_____</p>	<p>(社会体育施設の管理)</p> <p>第3条 社会体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。<u>ただし、南アルプス市鏡中條体育館は、教育委員会が管理する。</u></p>																										
<p>(指定管理者の業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に定める区分により業務を行うものとする。</p>	<p>(指定管理者の業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に定める区分により業務を行うものとする。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 919 680 960">名称</th> <th data-bbox="689 919 1106 960">業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 967 680 1008">南アルプス市八田屋内運動場</td> <td data-bbox="689 967 1106 1056" rowspan="2">(1) 社会体育施設の利用の許可に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1015 680 1056">南アルプス市白根弓道場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1062 680 1104">南アルプス市芦安プール</td> <td data-bbox="689 1062 1106 1200" rowspan="3">(2) 社会体育施設の施設及び設備の維持管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1110 680 1152">南アルプス市若草体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1158 680 1200">南アルプス市若草グラウンド</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1206 680 1248">南アルプス市若草卓球場</td> <td data-bbox="689 1206 1106 1342" rowspan="4">(3) 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1254 680 1295">南アルプス市鏡中條体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1302 680 1343">南アルプス市櫛形総合体育館</td> </tr> </tbody> </table>	名称	業務区分	南アルプス市八田屋内運動場	(1) 社会体育施設の利用の許可に関すること。	南アルプス市白根弓道場	南アルプス市芦安プール	(2) 社会体育施設の施設及び設備の維持管理に関すること。	南アルプス市若草体育館	南アルプス市若草グラウンド	南アルプス市若草卓球場	(3) 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関すること。	南アルプス市鏡中條体育館	南アルプス市櫛形総合体育館	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 919 1579 960">名称</th> <th data-bbox="1588 919 2004 960">業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 967 1579 1008">南アルプス市八田屋内運動場</td> <td data-bbox="1588 967 2004 1056" rowspan="2">(1) 社会体育施設の利用の許可に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1015 1579 1056">南アルプス市白根弓道場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1062 1579 1104">南アルプス市芦安プール</td> <td data-bbox="1588 1062 2004 1200" rowspan="3">(2) 社会体育施設の施設及び設備の維持管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1110 1579 1152">南アルプス市若草体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1158 1579 1200">南アルプス市若草グラウンド</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1206 1579 1248">南アルプス市若草卓球場</td> <td data-bbox="1588 1206 2004 1342" rowspan="4">(3) 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1254 1579 1295">南アルプス市櫛形総合体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1302 1579 1343">南アルプス市甲西体育センタ</td> </tr> </tbody> </table>	名称	業務区分	南アルプス市八田屋内運動場	(1) 社会体育施設の利用の許可に関すること。	南アルプス市白根弓道場	南アルプス市芦安プール	(2) 社会体育施設の施設及び設備の維持管理に関すること。	南アルプス市若草体育館	南アルプス市若草グラウンド	南アルプス市若草卓球場	(3) 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関すること。	南アルプス市櫛形総合体育館	南アルプス市甲西体育センタ
名称	業務区分																										
南アルプス市八田屋内運動場	(1) 社会体育施設の利用の許可に関すること。																										
南アルプス市白根弓道場																											
南アルプス市芦安プール	(2) 社会体育施設の施設及び設備の維持管理に関すること。																										
南アルプス市若草体育館																											
南アルプス市若草グラウンド																											
南アルプス市若草卓球場	(3) 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関すること。																										
南アルプス市鏡中條体育館																											
南アルプス市櫛形総合体育館																											
名称		業務区分																									
南アルプス市八田屋内運動場	(1) 社会体育施設の利用の許可に関すること。																										
南アルプス市白根弓道場																											
南アルプス市芦安プール	(2) 社会体育施設の施設及び設備の維持管理に関すること。																										
南アルプス市若草体育館																											
南アルプス市若草グラウンド																											
南アルプス市若草卓球場	(3) 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関すること。																										
南アルプス市櫛形総合体育館																											
南アルプス市甲西体育センタ																											

南アルプス市甲西体育センター	(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務
南アルプス市八田野球場	(1) 社会体育施設の利用の許可に関する事。 (2) 利用料金 _____に関する事。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務
南アルプス市八田農業者トレーニングセンター	
南アルプス市若草テニスコート	
南アルプス市櫛形テニスコート	
南アルプス市櫛形西体育館	
南アルプス市櫛形北体育館	

(休館(場)日)

第5条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、社会体育施設

_____の休館(場)日に開館(場)し、又は休館(場)日以外の日に休館(場)することができる。

—	(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務
南アルプス市八田野球場	(1) 社会体育施設の利用の許可に関する事。 (2) 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務
南アルプス市八田農業者トレーニングセンター	
南アルプス市若草テニスコート	
南アルプス市櫛形テニスコート	
南アルプス市櫛形西体育館	
南アルプス市櫛形北体育館	

(休館(場)日)

第5条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が管理する社会体育施設(以下「指定管理施設」という。)の休館(場)日に開館(場)し、又は休館(場)日以外の日に休館(場)することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会が管理する社会体育施設(以下「教育委員会管理施設」という。)の休館日に開館し、又は

第9条 指定管理者 は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者 の指示した事項に違反したとき。

(2)～(4) (略)

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者 は、その責めを負わない。

(利用料金_____の納付等)

第10条 利用者は、許可の際、利用料金 _____を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額_____の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金_____の減免)

第11条 指定管理者 は、教育委員会規則で定める基準により利用料金_____を減額し、又は免除することができる。

(利用料金_____の不還付)

第9条 指定管理者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者等の指示した事項に違反したとき。

(2)～(4) (略)

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者等は、その責めを負わない。

(利用料金又は使用料の納付等)

第10条 利用者は、許可の際、指定管理施設にあっては利用料金又は教育委員会管理施設にあっては使用料を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額(次項を除く。)の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 使用料は、別表の10に定めるとおりとする。

(利用料金又は使用料の減免)

第11条 指定管理者等は、教育委員会規則で定める基準により利用料金又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料金又は使用料の不還付)

第12条 既納の利用料金_____は、還付しない。ただし、指定管理者は、利用者の責めに帰することのできない理由により利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12条 既納の利用料金又は使用料は、還付しない。ただし、指定管理者等は、利用者の責めに帰することのできない理由により利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

議案第17号

南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について

南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例（平成18年南アルプス市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第5条第2項中「指定管理者が管理する開放施設（以下「指定管理施設」という。）」を「開放施設」に改め、同条第3項を削る。

第6条第2項中「指定管理施設」を「開放施設」に改め、同条第3項を削る。

第7条第1項中「指定管理施設にあっては指定管理者又は教育委員会管理施設にあっては教育委員会（以下「指定管理者等」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「指定管理者等」を「指定管理者」に改める。

第8条、第9条並びに第10条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「指定管理者等」を「指定管理者」に改める。

第11条の見出し中「又は使用料」を削り、同条第1項中「指定管理施設にあっては利用料金又は教育委員会管理施設にあっては使用料」を「利用料金」に改め、同条第3項を削る。

第12条の見出し中「又は使用料」を削り、同条中「指定管理者等」を「指定管理者」に改め、「又は使用料」を削る。

第13条の見出し及び同条中「又は使用料」を削り、同条ただし書中「指定管理者等」を「指定管理者」に改める。

別表第2中「又は使用料」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例の規定により受けたこの条例の施行日以後の施設の利用の許可は、この条例による改正後の南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例の規定により受けた施設の利用の許可とみなす。

提案理由

教育委員会が管理している橿形中学校弓道場について、指定管理者を指定し、指定管理施設として管理を開始するため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(開放施設の管理)</p> <p>第3条 開放施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>(休館(場)日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、<u>開放施設</u>の休館(場)日に開館(場)し、又は休館(場)以外の日に休館(場)することができる。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(開放施設の管理)</p> <p>第3条 開放施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。<u>ただし、櫛形中学校弓道場は、教育委員会が管理する。</u></p> <p>(休館(場)日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、<u>指定管理者が管理する開放施設(以下「指定管理施設」という。)</u>の休館(場)日に開館(場)し、又は休館(場)以外の日に休館(場)することができる。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会が管理する開放施設(以下「教育委員会管理施設」という。)</u>の休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 (略)</p>

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開放施設の利用時間を変更することができる。

(利用の登録)

第7条 開放施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者

から登録証の交付を受けなければならない。ただし、市若しくは教育委員会、国又は他の地方公共団体が主催し、共催する行事に利用するとき、又は市内の公共的団体がその活動に利用するときは、この限りでない。

2 指定管理者は、教育委員会規則で定める基準により登録証の交付を行うものとする。

(利用の許可)

第8条 登録証の交付を受けた者が開放施設を利用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、開放施設の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理施設の利用時間を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会管理施設の利用時間を変更することができる。

(利用の登録)

第7条 開放施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理施設にあっては指定管理者又は教育委員会管理施設にあっては教育委員会(以下「指定管理者等」という。)から登録証の交付を受けなければならない。ただし、市若しくは教育委員会、国又は他の地方公共団体が主催し、共催する行事に利用するとき、又は市内の公共的団体がその活動に利用するときは、この限りでない。

2 指定管理者等は、教育委員会規則で定める基準により登録証の交付を行うものとする。

(利用の許可)

第8条 登録証の交付を受けた者が開放施設を利用するときは、あらかじめ指定管理者等の許可を受けなければならない。

2 指定管理者等は、開放施設の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者 は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開放施設の利用を拒むことができる。

(1)～(3) (略)

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者 は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者 は、その責めを負わない。

(利用料金_____の納付等)

第11条 利用者は、午後5時から午後10時までの間に開放施設を利用する場合は、許可の際、利用料金 _____を納付しなければならない。

2 (略)

(利用料金_____の減免)

第12条 指定管理者 は、教育委員会規則で定める基準により利用料金_____を減額し、又は免除することができる

(利用の制限)

第9条 指定管理者等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開放施設の利用を拒むことができる。

(1)～(3) (略)

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者等は、その責めを負わない。

(利用料金又は使用料の納付等)

第11条 利用者は、午後5時から午後10時までの間に開放施設を利用する場合は、許可の際、指定管理施設にあつては利用料金又は教育委員会管理施設にあつては使用料を納付しなければならない。

2 (略)

3 使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

(利用料金又は使用料の減免)

第12条 指定管理者等は、教育委員会規則で定める基準により利用料金又は使用料を減額し、又は免除することができる

る。

(利用料金_____の不還付)

第13条 既納の利用料金_____は、還付しない。ただし、指定管理者は、利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第2(第11条関係)

利用料金_____一覧表

区分	金額	備考
体育館等	円310	1コート1時間当たりとする。
グラウンド等	620	

備考 利用時間が1時間に満たない時間は、1時間とする。

る。

(利用料金又は使用料の不還付)

第13条 既納の利用料金又は使用料は、還付しない。ただし、指定管理者等は、利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第2(第11条関係)

利用料金又は使用料_____一覧表

区分	金額	備考
体育館等	円310	1コート1時間当たりとする。
グラウンド等	620	

備考 利用時間が1時間に満たない時間は、1時間とする。

議案第18号

南アルプス市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

南アルプス市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市公営企業の設置等に関する条例（平成15年南アルプス市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道事業」の次に「(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)」を、「以下」の次に「これらを」を加える。

第5条中「資するため」の次に「並びに農業用排水の水質保全及び集落における生活環境の向上を図るため」を加える。

第7条第2項中「排水区域」を「公共下水道事業の排水区域」に改め、同条に次の1項を加える。

3 南アルプス市農業集落排水施設の名称、位置及び区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域
南アルプス市農業集落排水施設	南アルプス市芦安安通3番地の2	芦安芦倉（沓沢以西を除く。）及び芦安安通（木場以西を除く。）

第10条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計財政調整基金条例の廃止)
- 2 南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計財政調整基金条例（平成15年南アルプス市条例第84号）は、廃止する。
(南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計財政調整基金条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計財政調整基金条例の規定による南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計財政調整基金に属する財産については、この条例による改正後の南アルプス市公営企業の設置等に関する条例に基づく下水道事業に引き継ぐものとする。

(南アルプス市行政組織条例の一部改正)

- 4 南アルプス市行政組織条例（平成15年南アルプス市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条建設部の項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

(南アルプス市特別会計条例の一部改正)

- 5 南アルプス市特別会計条例（平成15年南アルプス市条例第57号）の一部を次のように改正する。

本則中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

(南アルプス市芦安農業集落排水施設条例の一部改正)

- 6 南アルプス市芦安農業集落排水施設条例（平成15年南アルプス市条例第170号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南アルプス市農業集落排水施設条例

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「農業用排水の水質保全及び集落における生活環境の向上を図るため」を「この条例は」に、「を設置する」を「の管理に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第1項中「市長が」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に、「市長の」を「管理者の」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「市長」を「管理者」に、「ついて」を「について」に改め、同条を第9条とする。

第11条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の督促)

第11条 管理者は、この条例の規定により徴収する使用料を納期限までに納付

しない者があるときは、納期限後20日以内に、督促状を発行して督促する。
2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発行の日から10日以内とする。

3 督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収する。

4 督促をした場合は、当該使用料の金額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.6パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。この場合において、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第12条第1項、第13条及び第14条中「市長」を「管理者」に改める。

第15条中「市長」を「管理者」に、「第4条、第7条又は第9条」を「第3条、第6条又は第8条」に改める。

第17条を削り、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（過料）

第16条 前条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

様式第1号中「第7条」を「第6条」に改め、様式第2号中「第9条」を「第8条」に改める。

（南アルプス市芦安農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置）

7 前項の規定による改正後の南アルプス市農業集落排水施設条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後の施設使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（南アルプス市公共下水道条例の一部改正）

8 南アルプス市公共下水道条例（平成15年南アルプス市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第6条の6中「上下水道局管理規程」を「企業管理規程」に改める。

提案理由

南アルプス市芦安農業集落排水事業について、上下水道局が所管する下水道事業として実施するとともに、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴う引用条文の整理その他所要の改正のため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行						
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が経営する水道事業及び下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)(以下これらを「公営企業」という。)の設置及び財務等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第5条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため並びに農業用排水の水質保全及び集落における生活環境の向上を図るため、下水道事業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 公共下水道事業の排水区域は、本市の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定による事業計画に定められた区域とする。</p> <p>3 南アルプス市農業集落排水施設の名称、位置及び区域は、次のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が経営する水道事業及び下水道事業_____ (以下_____ 「公営企業」という。)の設置及び財務等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第5条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため_____ _____、下水道事業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 排水区域_____ は、本市の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定による事業計画に定められた区域とする。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南アルプス市農業</td> <td>南アルプス市芦安</td> <td>芦安芦倉(沓沢以西を除</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	区域	南アルプス市農業	南アルプス市芦安	芦安芦倉(沓沢以西を除	
名称	位置	区域					
南アルプス市農業	南アルプス市芦安	芦安芦倉(沓沢以西を除					

集落排水施設	安通32番地の2	く。)及び芦安安通(木場以西を除く。)	
(議会の同意を要する賠償責任の免除)			(議会の同意を要する賠償責任の免除)
<p>第10条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>			<p>第10条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附則第4項 南アルプス市行政組織条例の一部改正

改正案	現行
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部 (略)</p> <p>総合政策部 (略)</p> <p>市民部 (略)</p> <p>保健福祉部 (略)</p> <p>産業観光部 (略)</p> <p>建設部</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部 (略)</p> <p>総合政策部 (略)</p> <p>市民部 (略)</p> <p>保健福祉部 (略)</p> <p>産業観光部 (略)</p> <p>建設部</p>

<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路及び水路に関する事。 (2) 河川及び橋りょうに関する事。 (3) 地籍調査に関する事。 (4) 都市計画に関する事。 (5) 開発行為に関する事。 (6) 土地区画整理に関する事。 (7) 公園に関する事。 (8) 建築に関する事。 (9) 市営住宅に関する事。 (10) 土地改良事業に関する事。 (11) 多面的機能支払交付金事業に関する事。 (12) 森林土木に関する事。 <u>(13)</u> リニア中央新幹線に係る用地(他の所管のものを除く。)に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路及び水路に関する事。 (2) 河川及び橋りょうに関する事。 (3) 地籍調査に関する事。 (4) 都市計画に関する事。 (5) 開発行為に関する事。 (6) 土地区画整理に関する事。 (7) 公園に関する事。 (8) 建築に関する事。 (9) 市営住宅に関する事。 (10) 土地改良事業に関する事。 (11) 多面的機能支払交付金事業に関する事。 (12) 森林土木に関する事。 <u>(13)</u> 農業集落排水業務に関する事。 <u>(14)</u> リニア中央新幹線に係る用地(他の所管のものを除く。)に関する事。
---	---

附則第5項 南アルプス市特別会計条例の一部改正

改正案	現行
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる事</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる事</p>

業等の円滑な運営と経理の適正を図るために設置する。

- (1) 南アルプス市国民健康保険特別会計 国民健康保険事業
- (2) 南アルプス市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業
- (3) 南アルプス市介護保険特別会計 介護保険事業
- (4) 南アルプス市居宅介護予防支援事業特別会計 居宅介護予防支援事業

- (5) 南アルプス市温泉給湯事業特別会計 温泉給湯事業
- (6) 南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計 登山者宿泊等施設管理事業
- (7) 南アルプス市土地取得造成事業特別会計 土地取得事業及び土地造成事業
- (8) 芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 芦安恩賜県有財産保護財産区管理事業
- (9) 高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理事業
- (10) 中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理事業

業等の円滑な運営と経理の適正を図るために設置する。

- (1) 南アルプス市国民健康保険特別会計 国民健康保険事業
- (2) 南アルプス市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業
- (3) 南アルプス市介護保険特別会計 介護保険事業
- (4) 南アルプス市居宅介護予防支援事業特別会計 居宅介護予防支援事業
- (5) 南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業
- (6) 南アルプス市温泉給湯事業特別会計 温泉給湯事業
- (7) 南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計 登山者宿泊等施設管理事業
- (8) 南アルプス市土地取得造成事業特別会計 土地取得事業及び土地造成事業
- (9) 芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 芦安恩賜県有財産保護財産区管理事業
- (10) 高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理事業
- (11) 中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理事業

<p>(11) 城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理事業</p> <p>(12) 雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 雨 鳴山恩賜県有財産保護財産区管理事業</p>	<p>(12) 城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理事業</p> <p>(13) 雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 雨 鳴山恩賜県有財産保護財産区管理事業</p>
--	--

附則第6項 南アルプス市芦安農業集落排水施設条例の一部改正

改正案	現行						
<p style="text-align: center;"><u>南アルプス市農業集落排水施設条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は ____、南アルプス市農業集落排水施設(以下「施設」という。)の<u>管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p>	<p style="text-align: center;"><u>南アルプス市芦安農業集落排水施設条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 農業用排水の水質保全及び集落における生活環境の向上を図るため、南アルプス市農業集落排水施設(以下「施設」という。)を設置する _____。</p> <p>(施設の名称等)</p> <p>第2条 施設の名称、位置及び区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南アルプス市芦安 芦倉農業集落排水 施設</td> <td>南アルプス市芦 安安通32番地 の2</td> <td>芦安芦倉(沓沢以西を除く。)及び芦安安通(木場以西を除く。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定義)</p>	名称	位置	区域	南アルプス市芦安 芦倉農業集落排水 施設	南アルプス市芦 安安通32番地 の2	芦安芦倉(沓沢以西を除く。)及び芦安安通(木場以西を除く。)
名称	位置	区域					
南アルプス市芦安 芦倉農業集落排水 施設	南アルプス市芦 安安通32番地 の2	芦安芦倉(沓沢以西を除く。)及び芦安安通(木場以西を除く。)					

第2条 (略)

(排水設備の計画の確認)

第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)をしようとする者は、その計画が下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が別に定める排水設備の設置に関する基準に適合するものであることについて、あらかじめ管理者の確認を受けなければならない。

2 (略)

(費用の負担)

第4条 (略)

(排水設備の工事の施工及び業者指定)

第5条 排水設備の新設等の工事の施工については、下水道工事に必要な資格、技術及び設備を備える者のうちから管理者が定めるものが行う。

(排水設備の工事の検査)

第6条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内に管理者に排水設備工事完了届(様式第1号)を提出し、その検査を受けなければならない。

(汚水排除の制限)

第7条 (略)

第3条 (略)

(排水設備の計画の確認)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)をしようとする者は、その計画が市長が _____ 別に定める排水設備の設置に関する基準に適合するものであることについて、あらかじめ市長の確認を受けなければならない。

2 (略)

(費用の負担)

第5条 (略)

(排水設備の工事の施工及び業者指定)

第6条 排水設備の新設等の工事の施工については、下水道工事に必要な資格、技術及び設備を備える者のうちから市長が定めるものが行う。

(排水設備の工事の検査)

第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内に市長に排水設備工事完了届(様式第1号)を提出し、その検査を受けなければならない。

(汚水排除の制限)

第8条 (略)

(使用開始等の届出)

第8条 使用者は、施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ管理者に農業集落排水施設使用(変更)届(様式第2号)を提出しなければならない。

2 (略)

(使用料の徴収)

第9条 管理者は、施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 (略)

(使用料の算定)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、一般家庭以外の使用者の使用料については、施設の使用実態を勘案して、管理者が認定するものとする。

3～5 (略)

(使用料の督促)

第11条 管理者は、この条例の規定により徴収する使用料を納期限までに納付しない者がいるときは、納期限後20日以内に、督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発行の日から10日以内とする。

(使用開始等の届出)

第9条 使用者は、施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ市長に農業集落排水施設使用(変更)届(様式第2号)を提出しなければならない。

2 (略)

(使用料の徴収)

第10条 市長は、施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 (略)

(使用料の算定)

第11条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、一般家庭以外の使用者の使用料については、施設の使用実態を勘案して、市長が認定するものとする。

3～5 (略)

3 督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収する。

4 督促をした場合は、当該使用料の金額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)
に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。この場合において、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(加入金)

第12条 排水施設の使用を開始しようとする者は、次の表に定める額を管理者が指定する期限までに納付しなければならない。

(略)

2 (略)

(使用料等の減免)

第13条 管理者は、特別の事情があると認めるときは、使用料又は加入金を減額し、又は免除することができる。

(排水施設付近での掘削)

(加入金)

第12条 排水施設の使用を開始しようとする者は、次の表に定める額を市長が指定する期限までに納付しなければならない。

(略)

2 (略)

(使用料等の減免)

第13条 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料又は加入金を減額し、又は免除することができる。

(排水施設付近での掘削)

第14条 排水施設の付近において、当該排水施設の埋設位置より深く掘削工事を行おうとする者は、管理者に協議をしなければならない。

2 管理者は、前項の協議に対し、排水施設の機能及び構造を保全するため必要な措置を命ずることができる。

(改善命令)

第15条 管理者は、第3条、第6条又は第8条の規定に違反した者に対し、その改善を命ずることができる。

(過料)

第16条 前条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

(委任)

第17条 (略)

様式第1号(第6条関係)

(略)

様式第2号(第8条関係)

(略)

第14条 排水施設の付近において、当該排水施設の埋設位置より深く掘削工事を行おうとする者は、市長に協議をしなければならない。

2 市長は、前項の協議に対し、排水施設の機能及び構造を保全するため必要な措置を命ずることができる。

(改善命令)

第15条 市長は、第4条、第7条又は第9条の規定に違反した者に対し、その改善を命ずることができる。

(委任)

第16条 (略)

(過料)

第17条 第15条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

様式第1号(第7条関係)

(略)

様式第2号(第9条関係)

(略)

附則第8項 南アルプス市公共下水道条例の一部改正

改正案	現行
<p>(指定工事店の責務及び遵守事項)</p> <p>第6条の6 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び <u>企業管理規程</u>の定めるところに従い適正な排水設備 工事の施行に努めるほか、次に掲げる事項を遵守しなけれ ばならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(指定工事店の責務及び遵守事項)</p> <p>第6条の6 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び <u>上下水道局管理規程</u>の定めるところに従い適正な排水設備 工事の施行に努めるほか、次に掲げる事項を遵守しなけれ ばならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

議案第19号

南アルプス市水道給水条例の一部改正について

南アルプス市水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市水道給水条例の一部を改正する条例

南アルプス市水道給水条例（平成15年南アルプス市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）第3条に掲げる規定の施行により、給水装置の工事に係る所管が厚生労働省から国土交通省に移管されることに伴い本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市水道給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

議案第20号

南アルプスIC周辺高度活用計画検討委員会条例の廃止について

南アルプスIC周辺高度活用計画検討委員会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプスIC周辺高度活用計画検討委員会条例を廃止する条例

南アルプスIC周辺高度活用計画検討委員会条例（令和4年南アルプス市条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

南アルプスIC周辺高度活用計画検討委員会による答申が終了し、検討委員会の設置目的を果たしたことに伴い、本条例を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第46号

山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、次のとおり山梨県市町村総合事務組合同規約を変更するものとする。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

山梨県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

山梨県市町村総合事務組合同規約（昭和51年山梨県指令地第6-53号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3条第5号に掲げる事務の項中「東八代広域行政事務組合、峡北広域行政事務組合」を「東山梨行政事務組合、東八代広域行政事務組合、峡南広域行政事務組合、峡北広域行政事務組合、富士五湖広域行政事務組合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の別表第2第3条第5号に掲げる事務の項の規定は、その有効期間の始期が令和7年4月1日以後である競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務について適用し、その有効期間の始期が同日前である競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務については、なお従前の例による。

提案理由

東山梨行政事務組合、峡南広域行政組合及び富士五湖広域行政事務組合の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を新規に共同処理することに伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には、同法第290条の規定により議会の議決が必要であるため、この案を提出するものである。

○山梨県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正案		現行	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する組合市町村	共同処理する事務	共同処理する組合市町村
第3条第1号から第4号までに掲げる事務	(略)	第3条第1号から第4号までに掲げる事務	(略)
第3条第5号に掲げる事務	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、東山梨行政事務組合、東八代広域行政事務組合、峡南広域行政組合、峡北広域行政事務組合、富士五湖広域行政事務組合	第3条第5号に掲げる事務	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、 、東八代広域行政事務組合、 、峡北広域行政事務組合、 _____
第3条第6号に掲げる事務	(略)	第3条第5号に掲げる事務	(略)
第3条第7号、第9号及び第12号に掲げる事務	(略)	第3条第6号、第8号及び第11号に掲げる事務	(略)
第3条第8号に掲げる事務	(略)	第3条第7号に掲げる事務	(略)
第3条第10号に掲げる事務	(略)	第3条第9号に掲げる事務	(略)

第3条第11号に掲げる事務	(略)	第3条第10号に掲げる事務	(略)
---------------	-----	---------------	-----

議案第 47 号

財産の処分（土地の売払い）について

次のとおり、土地を売り払うものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

1 土地を売り払う目的

本市の玄関口への集客交流拠点の創出及び地域のブランド化、地域経済の活性化、新たな産業の拡大を図るために造成した南アルプス I C 新産業拠点整備事業用地の一部（集客エリア）を、コストコホールセールジャパン株式会社に売り払うものである。

2 売り払う土地の所在、地目及び面積

所在 南アルプス市寺部字村附 2 2 0 0 番 1

地目 宅地

面積 59,403.96 平方メートル

3 売払いの方法 随意契約

4 売払いの価格 金 866,467,000 円

5 売払いの相手方

千葉県木更津市瓜倉 361 番地（金田西 2 街区 2 画地）

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン テリオ

提案理由

この土地の売払いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成 15 年南アルプス市条例第 55 号）第 3 条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第48号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を次のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金丸一元

認定路線

(単位：m)

整理番号	路線名	起 点	延長	最小幅員	適 要
		終 点		最大幅員	
1	若草818号線	加賀美字舎中 3529 番地先 ----- 加賀美字舎中 3519 番 20 地先	83.40	6.16 ----- 10.20	若草地区
2	若草819号線	藤田字村東 1599 番 2 地先 ----- 藤田字村東 1597 番 5 地先	45.19	6.04 ----- 10.90	若草地区
3	若草820号線	寺部字南ノ前 151 番 13 地先 ----- 寺部字南ノ前 151 番 24 地先	139.39	5.00 ----- 11.04	若草地区
4	大師19号線	大師字西小路 552 番 1 地先 ----- 大師字西小路 552 番 5 地先	20.91	6.00 ----- 10.09	甲西地区

提案理由

開発行為の寄附に伴い新たに路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、この案を提出するものである。

議案第49号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を次のとおり廃止したいので、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金丸一元

廃止路線

(単位：m)

整理番号	路線名	起 点	延長	最小幅員	摘要
		終 点		最大幅員	
1	若草 255 号線	加賀美字流間 1142 番地先	115.10	1.60	若草地区
		加賀美字流間 1100 番地先		3.80	
2	若草 256 号線	加賀美字塔中 742 番地先	132.20	1.60	若草地区
		加賀美字塔中 750 番地先		6.30	
3	若草 334 号線	加賀美字中河原 1425 番 2 地先	106.60	1.60	若草地区
		加賀美字角畑 1394 番地先		2.10	
4	上宮地 75 号線	上宮地字打起 403 番地先	136.00	1.80	楡形地区
		上宮地字打起 380 番地先		4.20	
5	上宮地 76 号線	上宮地字堤尻 569 番地先	175.70	1.50	楡形地区
		上宮地字打起 364 番 1 地先		2.00	
6	吉田 51 号線	吉田字小菅 1440 番 1 地先	89.80	1.30	楡形地区
		吉田字小菅 1453 番地先		4.70	

提案理由

見直しに伴い路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定に基づき、この案を提出するものである。

議案第50号

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を次のように定める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

1 和解及び損害賠償の相手方

本市在住者

2 和解の要旨

(1) 南アルプス市内公共施設において、相手方が受傷した事故に対し、市はその損害賠償の額を5,000,000円とし、当該賠償金を支払うものとする。

(2) 南アルプス市と相手方は、今後、本事故に関する一切の異議、申し立てをしないものとする。

提案理由

本件事故に対する損害賠償について、和解を成立させ損害賠償の額を定めるため提出するものである。

同意案第1号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市吉田1455番地

氏 名 保 坂 邦 博 （ほさか く にひろ）

生年月日 昭和30年1月1日生

提案理由

野田正貴（のだ まさき）監査委員が令和6年3月31日に任期満了となるため、この案を提出するものである。

略 歴 書

氏 名 保 坂 邦 博 (ほさか く に ひろ)

生年月日 昭和30年1月1日生

住 所 南アルプス市吉田1455番地

職 業 農 業

公職歴等

昭和52年4月	櫛形町役場採用
平成15年4月～平成20年3月	総務部財政課課長補佐
平成20年4月～平成21年3月	企業局経理課長
平成21年4月～平成23年3月	企業局総務課長
平成23年4月～平成24年3月	総合政策部行政システム課長
平成24年4月～平成27年3月	総合政策部長
令和5年4月～現在	社会教育委員
令和5年4月～現在	公民館運営審議会委員

同意案第2号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月22日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市寺部1958番地

氏 名 保 坂 昌 志 （ほさか しょうじ）

生年月日 昭和27年3月1日生

提案理由

令和6年3月31日付けで小池康郎（こいけ やすお）公平委員が一身上の都合により辞職されるため、この案を提出するものである。

略 歴 書

氏 名 保 坂 昌 志 (ほさか しょうじ)

生年月日 昭和27年3月1日生

住 所 南アルプス市寺部1958番地

職 業 農 業

公職歴等

昭和45年4月	若草町役場採用
平成12年4月～平成14年3月	若草町役場議会事務局長
平成14年4月～平成15年3月	若草町役場環境課長
平成15年4月～平成17年3月	教育委員会教育総務課長
平成17年4月～平成20年3月	農林商工部農業振興課長
平成20年4月～平成21年3月	総務部人事課長
平成21年4月～平成23年3月	議会事務局長
平成23年4月～平成24年3月	教育委員会教育部長
令和元年6月～令和4年5月	選挙管理委員会委員
令和4年6月～令和5年5月	選挙管理委員会委員長